

## 統計表利用上の注意

### 1. 平均価格について

- (1) この調査は、商品の価格及びサービス料金の月々の変動を都市ごとにとらえることを主目的とするものである。このため、毎月同一の店舗において、同一の銘柄（基本銘柄）を調査している。しかし、品目によっては、その都市の出回り状況に応じて調査する銘柄が異なる場合（市町村銘柄が設定された場合）もあるため、第1表の都市別価格は、そのまま地域格差を示すものではないので注意されたい。
- (2) 月別又は旬別の平均価格は、単純算術平均（旬別調査品目の月平均価格は各旬別平均価格の単純算術平均）によるものである。
- (3) 各表の価格は、単純算術平均の結果を金額に応じて、銭未満、円未満、10円未満で四捨五入してある。
- (4) 年平均価格については、1月から12月までの月別価格を単純算術平均して算出した。年の途中において銘柄改正を行った場合は、改正後の銘柄で平均価格を算出した。また、市町村銘柄を設定した場合は、より長期間調査した銘柄について年平均価格を算出した。ただし、異なる銘柄の調査月数が同数の場合は、年末に近い銘柄について年平均価格を算出した。なお、銘柄改正を行っていない銘柄は、調査月数が所定の調査月数の半数未満となる場合、年平均価格は表章していない。
- (5) 価格は消費税込みの調査価格によるものである。

### 2. 記号について

- (1) ... 当該市町村で調査を行わないもの、又は調査期間の定めがあるため調査を行わないもの
- (2) - 調査銘柄の出回りがなかったか、又は調査した月数が所定の調査月数の半数未満のため年平均価格を算出しなかったもの

### 3. 品目・銘柄について

- (1) 第1表の「銘柄」欄が空白の品目については、特に銘柄を指定していない。
- (2) 掲載されている価格が市町村銘柄の価格である場合、当該価格の前にローマ字又は数字を付し、脚注に基本銘柄と異なる部分を注記した。
- (3) 年平均を銘柄改正前の価格を用いて算出した場合も、当該平均価格の前にローマ字又は数字を付し、脚注に銘柄改正前の銘柄を注記した。
- (4) 第4表には、全国的にみて地域及び店舗間の価格差の極めて小さい品目も含んでいる。